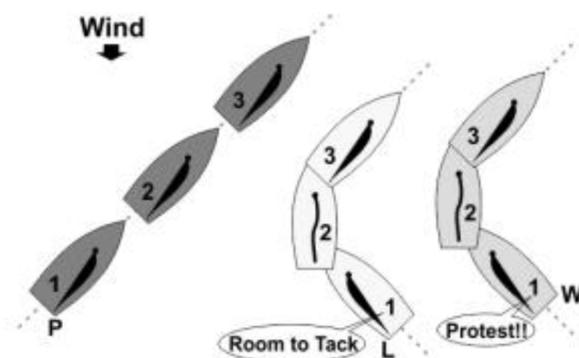


ケース10

規則 20 障害物においてタックするためのルーム

艇が障害物に近づいておらず、クローズホールドまたはそれより風上を帆走していないときに、タックするためのルームを求めて声をかける場合には、その艇は規則20.1に違反している。その声かけが規則20.1に違反しているとしても、声をかけられた艇は、応じることを求められる。

質問1に対する事実



LとWはスターボードタックのクローズホールドであった。Lは、レース中でポートタックのクローズホールドのPと衝突するコースであった。LはWにタックするためのルームを求めて声をかけた。Wは応じ、抗議した。

質問1

この状況で、規則 20 はどのように適用されるか？

回答 1

LとPの間には衝突する危険性があるが、LとWのどちらもPを避けている必要が無いので、PはLおよびWにとって障害物ではない。

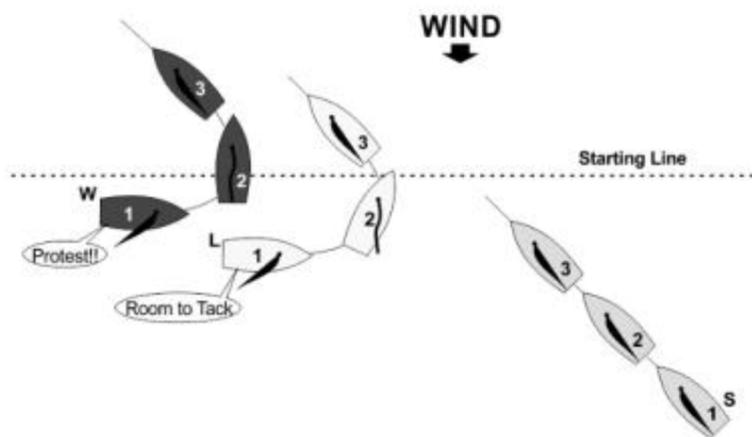
Lがタックするためのルームを求め、声をかけた時点で、障害物に近づいておらず、規則 20.1(a)に違反している。

規則 20.2(b)はWに対し、声かけが規則 20.1の要件を満たしていないとしても応じることを求めている。したがって、Wはできるだけ早くタックするか、または「ユー・タック」と声をかけ、Lにタックして回避するため

のルームを与えなければならない。

W が応じたとき、L はできるだけ早くタックしなければならない。W はタックすることにより応じたこととなり、規則に違反していない。

質問 2 に対する事実



L と W はポートタックでスタート・ラインに沿ってリーチングで帆走していた。L はスターボードタックのクローズホールドでスタート・ラインに近づいている S と衝突するコースであった。L は W にタックするためのルームを求めて声をかけた。W は応じ、抗議した。

質問 2

この状況で、規則 20 はどのように適用されるか？

回答 2

S は W と L の両艇の障害物である。

L がタックするためのルームを求めて声をかけた時点で、L は障害物に近づいており、かつ障害物を回避するために大幅なコース変更が必要であった。しかしながら、クローズホールドまたはそれより風上を帆走していないため、L は規則 20.1 (b) に違反している。

回答 1 のように、規則 20.2(b) は W に対し、声かけが規則 20.1 の要件を満たしていないとしても応じることを求めている。したがって、W はできるだけ早くタックするか、または「ユー・タック」と声をかけ、L にタックして回避するためのルームを与えなければならない。W はタックすることにより応じたこととなり、規則に違反していない。L がタックせずに、

例えば S のスターンを帆走した場合には、規則 20.2(d)に違反している。

GBR 2016/1

ケース54

規則20 障害物においてタックするためのルーム

艇は、障害物を安全に回避するために、規則20に記載されている行動を開始する必要がある場合、タックするためのルームを求めて声をかける資格がある。声をかけた艇は、タックする前に、声をかけられた艇が応じるための十分な時間を与えなければならない。声かけは、その時の状況で十分な大きい声で、タックが必要なことを明らかに伝えなければならない。声をかけられた艇が応じない場合には、時間があれば繰り返し声をかけるか、または障害物を回避して抗議をすることができる。

事実

艇Aはポートタックのクローズホールドであり、タックして回避しなければならない障害物に向かって帆走していた。艇Bはクローズホールドで、Aの1艇身風上1艇身後方を帆走していた。AはBにタックするためのルーム求めて声をかけた。

質問1

Aは障害物に近づいているが、タックをするためのルームを求めて声をかける資格を得るのはどの程度手前か？

回答1

障害物を安全に回避するために規則 20 に記載されている行動を開始する必要がある時点で、Aはタックするためのルームを求めて声をかけることができる。Aは、その状況下において、下記の行動のための十分な時間をもった時点で、声をかけることができる。

- Bにタックするためのルームを求めて声をかけ、Bが応じない場合には、2回目の声かけをする
- Bに反応する時間を与える(回答2参照)
- Aがタックするためのルームに反応しなければならない、その他の艇に時間を与える (ケース 113 参照)

・タックし、その直後にシーマンらしいやり方で障害物を回避する

質問 2

B はどのくらい素早く応じなければならないか？

回答 2

A がタックするためのルームを必要としている障害物に明らかに近づいている場合、B はその状況に注意を払い、かつ A からの呼びかけを予測しなければならない。規則 20.2(c)は、B がただちに「ユー・タック」と答えるか、またはできるだけ早くタックすることを求めているので、予測が必要である。B がただちに「ユー・タック」と声をかけない場合には、A はその状況において、B に対し、熟練とまでは言えないが十分な力量の乗員が、シーマンらしいやり方でタックする準備のための時間を与えなければならない。

質問 3

B が A の声かけに応じない場合には、何をするのがよいか？

回答 3

規則が求めているのは一回の声かけのみであるが、時間がある場合には、A は声かけを繰り返すことが賢明である。B が応じないことは、A がコースを維持しなければならないという意味ではない。A は、障害物を最も安全な方法で回避するのがよく、それは風位までラフするか、またはジャイブすることを含む。B が、規則 20.2(c)にて求められているとおりに応じない場合には、A は抗議することができる。

質問 4

A のどのような行動が、規則 20 により求められている声かけなのか？

回答 4

規則 20.2(c)と違い、規則 20.1 は A の声かけで具体的な言葉を要求しているのではなく、A がタックをするためのルームを要求することをはっきりと伝えることが規則の要件である。声かけは直接 B に伝えなければならない、その状況で B に聞こえるような大ききでなければならない。声かけは、主に口頭で伝えるが、加えて、例えば、身振り、ホイッスル、ホーン、または夜間であれば光信号により、声かけに注意を引き付けることができ

る。レース中に特定のラジオ・チャンネルを聞くことが求められている場合には、声かけは、そのチャンネルにて伝えることもできる。

これらの声かけの要件は、Bが「ユー・タック」と応える場合にも同様に適用される。

GBR 2016/2

ケース136

規則29.1 リコール：個別リコール

規則63.6 審問：証言の取得と事実認定

事実認定において、プロテスト委員会は証言の重みが重要である。一般的に、スタート・ラインを見ているレース委員会のメンバーの方が、どの競技中の艇よりも、艇がスタート信号時にラインを越えていたかどうか、越えていた場合にはその艇が戻り、正しくスタートしたかどうかを判断するのに良い位置にいる。

事実

スタート信号時、スタート・ラインを見ていたレース委員会のメンバーは、3艇がラインを越えていたと判断した。速やかに音響信号と共にX旗を掲揚し、必要な時間だけ掲揚を続けた（規則29.1参照）。スタート・ラインの反対側にいた別のレース委員会のメンバーも、その3艇が戻らずに正しくスタートし直していないことを確認した。3艇すべてはOCSと記録された。これら3艇のうちの1艇がコースの帆走を完了し、最初にフィニッシュした。その艇は、OCSと記録されたことを知り、戻って正しくスタートしたとして救済要求した。その艇は、スタート時に近くにおいてその艇が戻って正しくスタートしたと考える2名の他の競技者を証人として呼んだ。

質問1

レース委員会による、艇がスタートしなかった、または正しく再スタートしなかったという判断は、他の証言により覆すことができるか？できる場合には、どんな状況か？

回答1

できる。スタート・ラインを見て、スタート信号後の艇を観察するレース委員会のメンバーが、艇がスタート・ラインを横切るか、または戻る操船の間を見ていなかった、もしくは艇を間違えたとの証言の重みにプロテスト委員会が満足した場合である。

質問 2

このような場合に証言の重みを評価するにあたって、プロテスト委員会はレース委員会のメンバーの証言に重点を置くのがよいか？

回答 2

レース委員会のメンバーの証言は、判断するに最高の位置におり、信頼性が高い。

質問 3

問題が単純に艇がスタート・ラインを越えていたかどうか、または完全に戻ったかどうかの場合には、ライン際を見る位置になかった人は、適した証人か？

回答 3

回答 2 参照。関連するすべての時にラインを直接見ているレース委員会のメンバーは、このような判断を下すのに最適なポジションにいる。

RYA 1984/8

ケース 137

規則 63.4(b) 審問：利害関係

利害関係が顕著であるかどうかを判断する場合、プロテスト委員会は、利害関係の程度、大会の水準、総合的な観点からの公平さを考慮するのがよい。

事実

プロテスト委員会メンバーによる利害関係の表明後、当事者の1人が、プロテスト委員会のメンバーとして残ることを承諾しなかった。

質問

プロテスト委員会は、規則 63.4 で求められるように、利害関係が顕著であるかどうかをどのように判断するのがよいか？

回答

懸念のあるメンバーは、この決定の過程の間は出席しないのがよい。規則 63.4(c)は、プロテスト委員会の他のメンバーが利害関係の程度を考慮することを求めている。例えば、親子関係は、およそ確実に高い利害関係となるが、より離れた関係は、その距離が増すにつれて、一般に利害の程度が減少する。同様に、雇用主/従業員の関係は高度の利害を生む可能性がある。

規則 63.4(c)はまた、大会の水準を考慮することを求めている。大会の水準によっては、利害関係のない適切なプロテスト委員会のメンバーを見つけるのは現実的ではないが、プロテスト委員会の活動は必要である。2名以上のプロテスト委員会メンバー間の利害を釣り合わせることは可能かもしれない。

そのプロテスト委員会は、プロテスト委員会のメンバーを増やすか、または利害関係のある人を除くことによって、公正さが最も叶うかどうかを考慮するのもよい。プロテスト委員会はまた、当事者の感情の強さと、その懸念事項が分配されるのか、または1人の当事者に限定されるのかどうかを考慮することもできる。

World Sailing 2016

ケース138

規則2 公正な帆走

規則69 不正行為

一般的に、競技の公正さに直接影響するか、または競技者が規則違反を知りながら適切なペナルティーを履行しないという競技者の行為は、規則2に基づく考慮をするのがよい。プロテスト委員会が不正行為かもしれないと考える、規則2またはその他の規則に対する重大な違反を含むいかなる行為は、規則69に基づく考慮をするのがよい。

質問1

ある人間による、バッド・スポーツマンシップまたは不正行為かもしれないと考える行為があった場合、どのような行為が不正行為とされるのか？

回答 1

規則 69 は、非常に軽微な罪から非常に重大なバッド・スポーツマンシップまたはスポーツの評判を落とすことまでのすべての不正行為を包含する。次の行為は、不正行為の例として考慮するのがよいが、これらは排他的な例ではなく、かつ完璧なリストでもない。

1. 非合法的な活動に携わること (例：盗難、暴行、犯罪的損害)
2. スポーツの評判を落とすいかなる活動に携わること
3. いじめ、差別的振る舞い、威嚇
4. 身体的または脅迫的暴行
5. 損傷または傷害を引き起こすか、もしくはそうなりそうな態度、または投げやりな行動
6. 大会関係者の妥当な指示に従わないこと
7. 意図的な規則違反、または他人に規則違反を扇動すること
8. 他の競技者の装備に妨害を加えること
9. 規則違反を繰り返すこと
10. 規則違反だと気付いていながら、艇またはチームが規則に違反しないような行動をしないこと
11. 審問で、本当のこと、または完全な真実を言わないこと
12. 人、クラス、計測書類のねつ造、未計測と知りながらの艇の参加、順位をかせぐためのマーク不通過など、その他「だまし」の表現
13. 犯罪を引き起こすか、または引き起こすかもしれない汚い言葉
14. レース・オフィシャルズに対してか、または彼らの判断に対する、口汚いかまたは無礼な発言 (ソーシャル・メディアなどの電子的手段を通じての) を含む

質問 2

プロテスト委員会は規則 2 や規則 69 をどのように進めればよいのか？

回答 2

艇は規則 2 に対して抗議され、かつプロテスト委員会は審問を開きその抗議に対して判断することを求められている。規則 2 違反との主張を支持するためには、艇が一般に認められているスポーツマンシップおよびフェ

ア・プレーの原則に従っていないと明確に立証されることが求められる。規則 2 違反を立証するためには、その行動が競技に直接関与するものでなければならない。

プロテスト委員会は、規則 2 違反により艇を抗議することができるが、その行動を規則 69 に基づき判断するのがより適切かもしれず、または状況によってはその両方かもしれない。一般的に、競技に直接影響する行動に対する主張は、規則 2 に基づく抗議の対象とするのがよい。

不正行為と考えられる行動で、かつ競技に直接影響を与えない行動は、規則 69 に基づく行動の対象とするのがよい。

抗議およびそれに続く規則 2 を含むいずれの規則に基づき行われる審問は、プロテスト委員会が、不正行為になり得ると考える行為を明らかにする。そういったケースでは、プロテスト委員会は規則 69 に基づく行動は分けて取り扱うのが適切であろう。

質問 3 への事実

艇はポートタックでアップ・ウィンドを帆走しており、スターボードタック艇の前を横切ろうとした。ポートタック艇は横切る判断を誤り、避けていることができなかった。

質問 3

このポートタック艇は意図的に規則違反をしたのか？

回答 3

意図的ではない。このような判断の誤りは、レースでは常識であり、かつアンフェアでもなければ不正行為でもない。アンフェアなセーリングまたは不正行為となるためには、ポートタック艇が、横切れそうもないのに横切ろうとしたことを知っていたか、または知っていたはずであるとの証言がなければならない。

ただし、ポートタック艇が、避けていることができないことを分かっていた場合、規則違反を承知しており、適切なペナルティーを履行しなければならない。さもなくば、その艇は、スポーツマンシップの原則に違反していた（基本原則、スポーツマンシップと規則参照）。

ケース139

規則69.2(i) 不正行為：プロテスト委員会による処置

規則69.2(j)(3)に基づき、規則69のインシデントを各国連盟またはWorld Sailingへ報告することが「適切」である場合を示す例。

事実

プロテスト委員会は、競技者または支援者が不正行為を犯したと認定したので、規則 69 に基づきペナルティーを課した。

質問1

プロテスト委員会はその人物が所属する各国連盟または World Sailing にいつ違反を報告すべきか？

回答1

適用されたペナルティーが 1 レースの DNE より重い場合、その人物が開催地から排除された場合またはプロテスト委員会が「適切」と考えたその他のケースの場合、規則 69.2(j)は、各国連盟または World Sailing への報告を求めている。以下の状況で報告することは「適切」であろう。例として：

- (1) 単一レースの大会において、複数レースの場合なら違反のペナルティーが 1 レースに対し DNE より重いとプロテスト委員会が考えている。これは、単一の違反の深刻さ、またはそれよりも軽いいくつかの違反が原因かもしれない。
- (2) 大会最終日の場合には開催地からの排除が効果的でないが、支援者が規則 69 に違反したと認定され開催地から排除されたであろう。
- (3) 規則 69 に違反した人物が以前に規則 69.1(a)違反でペナルティーを課せられ、特に違反が類似しているとプロテスト委員会が考えるもつともな理由がある。
- (4) 違反がプロテスト委員会の管轄を超えて大会に影響を与える。例えば、他の大会への選出または資格、他の競技者の選出や資格に悪影響を及ぼす。

質問2

報告書を各国連盟または World Sailing に送付すべきか？

回答 2

違反が World Sailing 規程 35、懲戒規程に記載されている特定の国際大会で起こった場合、報告書は World Sailing にのみ送付される。そうでなければ、報告書は規則 69 違反を認定された人物の各国連盟に送付される（艇のオーナーまたは開催地の各国連盟には送付する必要はない）。

World Sailing 2016

ケース140

規則30.3 スタートのペナルティー：U旗規則

規則30.4 スタートのペナルティー：黒色旗規則

規則62.1 救済

規則64.1(b) 判決：ペナルティーおよび免罪

艇が、2章の規則に違反した他艇にスタート・ラインを横切ることを強いられた場合の規則の適用方法について

質問1に対する事実

レースが規則 30.3、U 旗規則、または規則 30.4、黒色旗規則に基づいてスタートされた。スタート信号の 20 秒前に艇 A と艇 B の間でインシデントが起こった。レース委員会は A の一部がコース・サイドにあることを特定した。A はスタート・ラインのプレスタート・サイドに戻らず、コースの帆走を続け、フィニッシュした。レース委員会は適切に A を UFD または BFD と得点記録した。

A は B に対する有効な抗議を申し立てた。プロテスト委員会は B を 2 章の規則違反で失格とした。プロテスト委員会は B の規則違反の結果、A は規則 30.3 または 30.4 違反を強いられたと認定した。また、損傷も身体的傷害も無く、B は規則 2 の公正な帆走にも違反していないと認定した。

質問1

プロテスト委員会は、A が定義スタートに従ってスタートしていなくても、A の規則 30.3 または 30.4 違反を免罪とし、A の得点をフィニッシュ順位とすることができるか？

回答 1

できない。A は規則 30.3 または 30.4 に違反したが、スタートに失敗したことにより規則 28.1 にも違反した（定義スタート参照）。B の違反は A に規則 30.3 または 30.4 に異変することを強いた。しかし、A がスタート・ラインのプレスタート・サイドに戻り、正しくスタートすることを妨げていない。プロテスト委員会は A の規則 30.3 または 30.4 違反を免罪とすることは可能であり、その場合、レース委員会は規則 A5 に基づいて DNS と記録しなければならない。

A がスタート・ラインのプレスタート・サイドに戻り、正しくスタートし、コースを帆走してフィニッシュした場合、プロテスト委員会は A の規則 30.3 または規則 30.4 違反を免罪とし、フィニッシュ順位で得点記録することができる。

質問 2 に対する事実

レースが規則 30.4 の黒色旗規則に基づいてスタートされた。事実は質問 1 のときと同じであるが、今回はゼネラル・リコールであった。A のセール・ナンバーは規則 30.4 に求められているとおりに正しく掲示された。再スタートの前に A はレース委員会にリコールとされたスタートにおいて B を 2 章の規則違反でプロテストしようと思うということを伝えた。A は再スタートのレースでスタートし、コースを帆走してフィニッシュした。レース委員会は A を DNE と記録した。A は元のスタートでの違反で B を抗議を申し立てて救済を要求した。救済要求において、レース委員会が A を DNE と記録したのは不手際であると申し立てた。

質問 2

プロテスト委員会が B が 2 章の規則に違反し、そうした場合に A に規則 30.4 違反を強いたと判断した場合、プロテスト委員会は再スタートのレースのフィニッシュ順位の得点を記録することにより、A に救済を与えることができるか？

回答 2

できない。A は規則 30.4 の最初の文を意図的に違反し、スタート・ラインのコース・サイドで特定された。そして A のセール・ナンバーは規則 30.4 に従って正しく掲示された。レース委員会はゼネラル・リコールの後、正しく A のセール・ナンバーを掲示したので、A は、再スタートのレース

を A が帆走することを禁止した規則 30.4 の最後から 2 番目の文に違反した。レース委員会が A を DNE と記録したとき、レース委員会は過ちを犯していない。レース委員会が不手際をしていないので、A には救済される資格がない。

質問 3 に対する事実

事実は質問 2 と同じだが、今回は A は再スタートのレースで帆走しなかった。A が陸に上がったとき、A は最初のスタートでのインシデントで B を抗議した。プロテスト委員会は、B が 2 章の規則に違反し、ペナルティーは課されないと決定した（規則 36 参照）。

質問 3

プロテスト委員会が B は 2 章の規則に違反し、B が違反した時に、A に規則 30.4 違反を強いたと判断した場合、プロテスト委員会は A の BFD という記録を変更することができるか？

回答 3

できる。プロテスト委員会は A の規則 30.4 違反を免罪し、A の得点を BFD から DNS に訂正できる。ただし、レース委員会は不適切な処置をしていないので、A には救済される資格はない。

World Sailing 2016